

西宮市地域防災計画

（海上災害対策計画）

西宮市防災会議

第1編 総則

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される西宮市地域防災計画のうち、海上災害対策計画を記載したものである。

目 次

第1節 計画の趣旨.....	1-1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱.....	1-4
第3節 本市周辺の海上交通の現状.....	1-6
第4節 対象災害の種類.....	1-8
第5節 過去に発生した災害.....	1-11

第1節 計画の趣旨

1 計画の背景

平成9年1月2日、日本海で発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没事故により、約6,200kℓの重油が流出し、日本海沿岸の広範囲にわたって漂流、漂着した。兵庫県においても、但馬海岸に多量の重油が漂着し、重大な環境被害が生じたほか、漁業、観光等に多大の打撃を受けた。

このような事態に対し、多数の地域住民、ボランティア、海上保安本部職員、県・市町職員、自衛隊員等が、厳しい環境下で油防除対策に当たったが、このことを通じ、特に大規模な海上災害の際には、官民が協力した総合的な対策の必要性が認識されたところである。

また、事故原因の究明と再発防止対策の実施が強く望まれるほか、事故の影響が複数の府県に及ぶ場合の対応体制の整備も課題となった。

以上のようなナホトカ号事故の教訓を踏まえ、海上災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、市の役割が明確となるよう、海上災害対策計画を作成する。

なお、この計画は、兵庫県の定める兵庫県地域防災計画（海上災害対策計画）を基本に西宮市地域防災計画の一編として策定する。

2 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、西宮市の地域に係る災害対策のうち、特に海上災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- ① 西宮市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 災害予防に関する計画
- ③ 災害応急対策に関する計画
- ④ 災害復旧に関する計画

3 災害の範囲

本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。

なお、本市に係る被害の想定は、以下に掲げる災害又は事案が発生した場合とする。

- ① 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生に因り、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合。
- ② 重油等が大量流出するなどに因り、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合。

4 定義

- ① 「沿岸海域」は、陸岸に近い海域を指す。
- ② 「油防除資機材」とは、油防除に必要な資機材の総称を指す。(概ね以下のもの)
オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収機、油処理剤、油吸着材、オイルマッ
ト、液体油ゲル化剤、粉末油ゲル化剤、網類、スコップ類、へら類、ひしゃく、バケツ、ドラム
缶、ビニールシート、ゴム手袋、胴長靴、ビニール合羽、マスク等

5 計画の性格と役割

この計画は、海上災害に関して、市の役割と責任を明確にするものである。

この計画における海上災害対策は以下の各段階に大別することができ、この計画においては、下記のうち主に市が必要に応じて応急対策を行う部分として、①では陸岸に近い海難を中心としてア～オ、②ではウ、エに係る部分に重点を置き、被害の軽減を図るため、市等がとるべき対策について必要な事項を定める。

また、②のイに係る海上における重油等の防除手順については、国の各機関の防災業務計画、海上保安庁の排出油防除計画等に詳細な記述のあるところであるが、必要に応じ本計画においても関係事項に言及する。

- ① 海難による人命救助
 - ア 搜索活動
 - イ 救助・救急活動
 - ウ 医療活動
 - エ 消火活動
 - オ 緊急輸送活動
- ② 重油等流出事故
 - ア 海上における事故現場での対策
 - イ 重油等が流出した場合における海上での対策
 - ウ 流出した重油等が陸岸に漂着するのを防ぐための対策
 - エ 漂着した重油等の回収、運搬、処理に係る対策

この計画は、海上災害に関する諸般の状況の変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加える。

この計画に特別の定めがない事項については、西宮市地域防災計画（地震災害対策計画）の規定に準じて対応する。

この計画の推進に当たっては、石災法に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図る。

6 「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組を進めることにより、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標（SDGs）」について

平成27年（2015年）の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。



第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、沿岸の関係市町、指定公共機関並びに指定地方公共機関等は、海上災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

(1) 市及び県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西宮市	西宮市の地域にかかる災害予防の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復旧の総合的推進
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復旧の総合的推進
警察本部		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進

(2) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿地方整備局	1. 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること 2. 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 3. 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1. 公共土木施設(直轄)の応急対策の実施 2. 災害時の道路通行規制及び道路交通の確保 3. 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 4. 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 5. 被災港湾施設(直轄)の緊急対策の実施	1. 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2. 被災港湾施設(直轄)の復旧
第五管区海上保安本部	1. 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2. 災害応急資機材の整備・保管及び排出油等防除協議会の指導・育成 3. 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4. 危険物積載船舶等に対する安全対策指導 5. 緊急時連絡体制の確立 6. 県水難救済会の指導	1. 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3. 関係機関への事故情報の提供 4. 海上における人命救助 5. 海上における消火活動 6. 避難者、救援物資等の緊急輸送 7. 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8. 海上における流出油等事故に関する防除措置 9. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導	1. 海洋環境の汚染の防止 2. 海上交通安全の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
		10. 危険物積載船舶等に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 11. 海上治安の維持 12. 海上における特異事象の調査	

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第3師団 (第36普通科連隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の支援	

(4) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道輸送	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社 (神戸支店)		災害時における緊急陸上輸送	
関西電力送配電株式会社 (神戸本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧

(5) 指定地方公共機関等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
道路輸送機関 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
医師会 一般社団法人 西宮市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

第3節 本市周辺の海上交通の現状

【趣旨】

本市周辺の海上交通の特徴を概観し、防災対策の参考とする。

1 瀬戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）

（1）概況

当海域は、紀伊水道、大阪湾及び播磨灘からなり、淡路島が中央に位置し、明石海峡、鳴門海峡及び友ヶ島水道で結ばれている。

沿岸部には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油等をはじめとする多くの石油・科学類が取り扱われており、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。

また、これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ、多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難が発生する蓋然性が高い海域となっている。

（2）油等保管施設の現状

当海域の沿岸部には、容量 500kℓ 以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設が 58 施設（うち兵庫県 23 施設）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 66 施設（うち兵庫県 29 施設）ある。

また、兵庫県では、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石炭法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

（3）係留施設の状況

当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着桟する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は、109 施設、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 109 施設あり、そのうち、兵庫県内には油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 29 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 2、阪神港神戸区 7、東播磨港 6、姫路港 9、その他 5）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 40 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 5、阪神港神戸区 12、東播磨港 11、姫路港 12）が所在する。。

(4) 海難の発生状況

当海域における最近3年間（平成30年～令和2年）の要救助海難発生隻数は、年間平均約189件である。

海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約31%を占めている。また船種別にみると遊漁船等その他船舶が全体の約82%を占めており、次いで漁船、貨物船、タンカーの順となっている。

一般船舶				漁船
旅客船	貨物船	タンカー	その他	
1 %	4 %	1 %	82 %	12 %

（大阪湾・播磨灘海域 排出油等防除計画＜R3＞より）

(5) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3年間（平成30年～令和2年）の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。

また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約50%を占め、海難によるもの、タンク等の破損によるもの、原因不明なもの、その他の順となっている。

(6) 海域の周辺環境

当海域は、瀬戸内海国立公園として指定されているとともに、和歌山県及び徳島県沿岸各所が県立自然公園として指定されており、兵庫県の須磨浦海浜公園のほか海水浴場が点在している。

大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。

大阪湾、播磨灘の陸岸はわが国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。

〔参考文献〕「大阪湾・播磨灘海域 排出油等防除計画」海上保安庁

第4節 対象災害の種類

【趣旨】

本計画の対象範囲とする災害類型を定める。

1 海難による人身事故

海難には、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷などがある。

これらの海難の発生により遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

このうち、人的被害が大きいケースは客船（定期客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。）の場合で、その代表的な事故は次のとおりである。

（1）衝突

船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「見張り不十分」、「航法不遵守」、「信号不吹鳴」、「速力の選定不適切」等となっている。場所別では、船舶の輻輳する瀬戸内海が最も多い。

（2）衝突（単）

船舶が、岸壁、栈橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「操船不適切」、「操舵装置・航海計器の整備・取扱不良」等が原因となっている。場所別では、瀬戸内海等が最も多い。

（3）乗揚

船舶が、水面下の浅瀬、岩礁、沈船等により乗り揚げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「船位不確認」、「針路の選定・保持不良」、「水路調査不十分」等となっている。

場所別では、離島航路の多い南西諸島、九州北部及び西岸、瀬戸内海等の順となっている。

（4）機関損傷

主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

原因別では、「船体・機関設備の構造・材質・修理等不良」、「主機の整備・点検・取扱不良」等であり、前記2原因が大部分を占めている。

（5）その他

転覆、火災、爆発、浸水などがある。

2 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な油種等による対応方法及び経時変化を整理する。

（1）石油類

ア A 重油

漁船や小型内航船等で燃料として使用するので流出件数としては最も多い。主な原因は、衝突・乗揚である。流出の規模は、通常小～中規模、防除日数は2～3日となることが多い。

流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。

対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

イ C 重油

大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。

対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

C重油は、油処理剤の効果が無い場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。

また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

ウ 原油

原油タンカーから、取扱ミス、衝突等の原因で漏洩事故が起こる。

流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。

非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。

原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。

対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。

エ ガソリン

ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。

また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。

(2) ケミカル類（有害液体物質）

油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下、「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。

多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。

対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

(3) 液化ガス

メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。

また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。

LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

〔参考文献〕「海上防災研修資料」海上災害防止センター
「旅客船海難の実態」海難審判庁

第5節 過去に発生した災害

【趣旨】

過去における兵庫県内の災害の発生状況を取りまとめる。

1 兵庫県内の主な海上災害

(1) ロシア船籍タンカーナホトカ号の重油流出事故

ア 発災後の主な記録

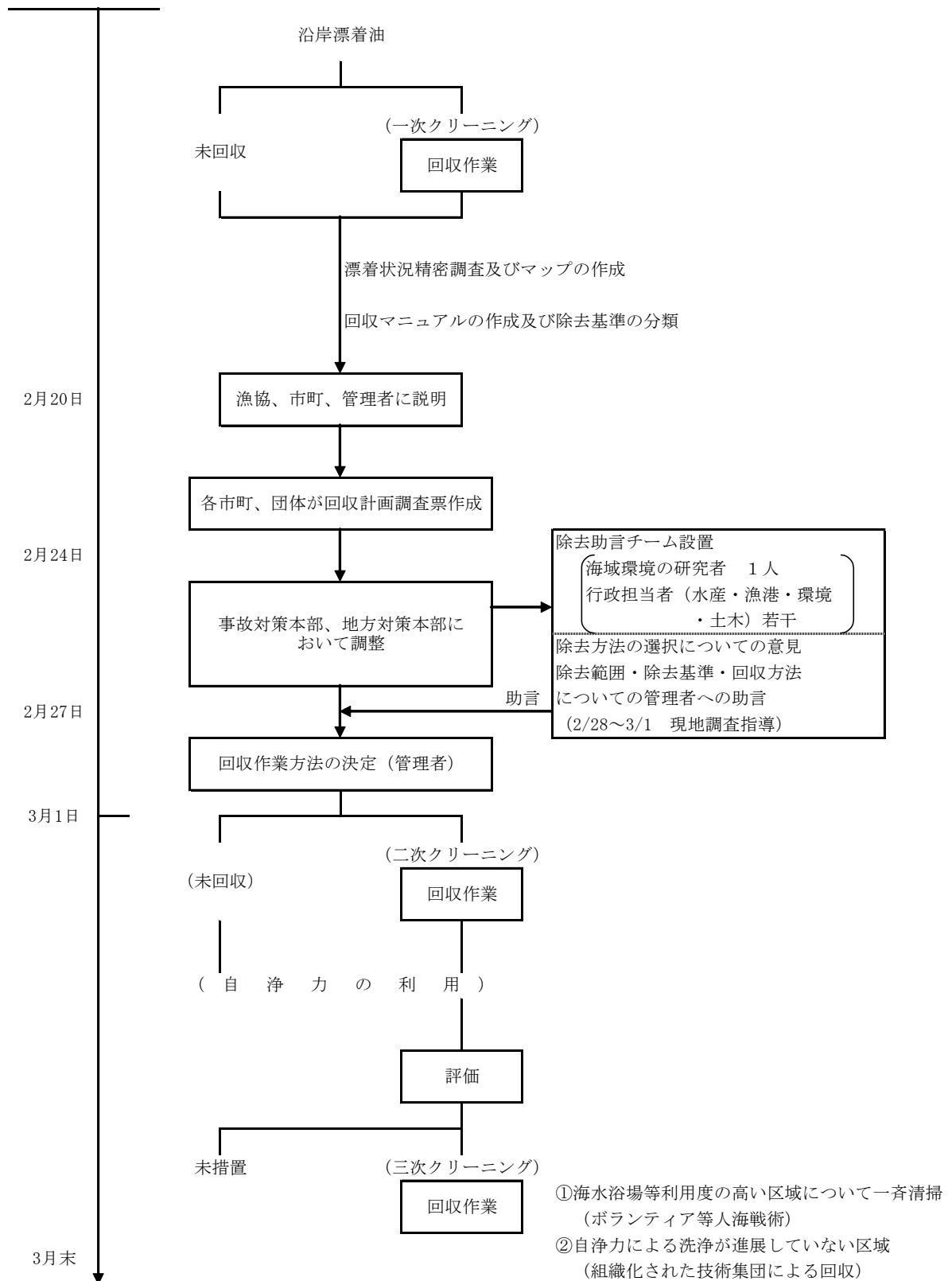
日付	県の対応	国等の対応
平成9年 1月2日(木)	・海難事故発生	・海上保安庁が遭難信号を受信 ・巡視船、航空機及び特殊救難隊による乗組員救助開始
1月3日(金)		・第八管区海上保安本部から沿岸府県に事故・浮流油等の情報提供
1月4日(土)	・情報収集開始	
1月5日(日)	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方隊が災害派遣要請があり次第出港できる体勢を完成
1月6日(月)	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方総監が第八管区海上保安本部長から災害派遣要請を受ける ・ナホトカ号油流出事故等関係省庁連絡会議開催
1月7日(火)	・情報収集	・海上保安庁に海上保安庁防災業務計画に基づく「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」(本部長：海上保安庁長官)を設置 ・ナホトカ号船首部、福井県三国沖に着底
1月8日(水)	・現地確認班の派遣。油塊漂着を確認 ・「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」(本部長：防災監)を設置	
1月9日(木)	・県警ヘリ「フェニックス」が油塊偵察 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町が対策本部設置 ・陸上自衛隊第3特科連隊に自衛隊派遣待機体制依頼 ・防災監現地視察	・第九管区海上保安本部長が自衛隊に災害派遣要請
1月10日(金)	・神戸市ヘリが島根県沖の油塊偵察 ・姫路の「出光興産株式会社」からドラム缶を200本調達	・「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」(本部長：運輸大臣)設置
1月11日(土)	・生活創造課、北但福祉事務所、県社会福祉協議会にボランティア連絡窓口を開設 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町にボランティア連絡窓口を開設 ・県調査船「たじま」が油塊回収作業を開始	

日付	県の対応	国等の対応
1月12日(日)	・姫路市、尼崎市の事業者からドラム缶150本を現地へ搬送 ・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」(本部長：知事)を設置 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」(本部長：但馬県民局長)を設置	
1月13日(月)	・県職員を対象としたボランティア休暇制度が発足 ・回収した漂着油の搬出作業開始(県)が搬出先として新日本開発株式会社を紹介 ・県が重油による汚染状況を調査(海鳥の10%程度に重油付着を確認)	
1月14日(火)	・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察 ・県社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを派遣	・海上保安庁長官から海上災害防止センターに対し、1号業務指示
1月15日(水)	・知事が現地視察 ・現地で県及び地元関係機関による対策会議を開催 ・災害救援専門ボランティア18名を油回収に派遣	
1月17日(金)	・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地域連絡協議会」(会長：豊岡市長)を設置 ・インターネットによる情報発信開始	・流出油が能登半島を越え、富山湾、更に新潟沖にまで拡大 ・海上自衛隊が海面状況調査の範囲を新潟県沖から島根県沖に広げる
1月18日(土)	・豊岡市で漂着油回収作業中の男性が急性心不全により死亡(県から見舞金を支給)	
1月19日(日)	・竹野町、香住町に新たな油塊が漂着	
1月20日(月)	・魚介類の重油汚染実態調査を実施(～24日まで、汚染は認められず)	・ナホトカ号流出油災害対策関係閣僚会議を設置(主宰：内閣官房長官)
1月22日(水)	・豊岡保健所が各市町に「重油対策に際しての健康管理に留意するよう」文書で通知	
1月23日(木)	・陸上自衛隊第三特科連隊が調査のため現地入り ・県警ヘリ「フェニックス」による偵察	
1月24日(金)		・運輸省が「ナホトカ号事故原因調査委員会」を設置
1月25日(土)	・兵庫県より自衛隊に派遣要請。隊員150名の派遣を要請する	
1月28日(火)		・日本海で重油被害の海鳥が1,000羽を越える(環境庁調べ)
1月29日(水)		・ベンゼン、メタン等の測定を実施

日付	県の対応	国等の対応
2月2日(日)	・環日本海交流西日本協議会が、英国運輸省コーストガード海洋汚染対策部海洋汚染コントロールユニットからディビット.R.ベッドロー氏を招聘。 - 回収等にかかる指導・助言を受ける。(2/4まで) ※ 上記助言等を参考にして、砂浜、れき浜、岩場、護岸等それぞれの特性に応じた重油回収マニュアルを後に作成。 ・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤退	
2月9日(日)	・県漁連、漁協を中心に、漂着状況精密調査を実施し(～14日)、後日重油漂着マップを作成	・船首部の重油抜き取り作業のための仮設道路が完成
2月13日(木)	・ロシアタンカー重油流出事故業種別影響調査(各種食料品小売業、鮮魚小売業、観光関係)の実施	
2月14日(金)		・運輸省が「ナホトカ号船首部残存油対策検討委員会」を設置
2月18日(火)		・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣撤収要請が出される
2月24日(月)	・海域環境工学の専門家及び県関係部局の技術責任者より油防除助言チームを編成(2月28日～3月1日まで現地調査を実施)	・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、海上自衛隊艦艇が油回収作業から撤収
2月25日(火)		・船首部の重油抜き取り作業が完了
2月26日(水)		・環境庁が重油漂着周辺地域の環境汚染は軽微と発表(中間報告)
3月1日(土)	・各海岸管理者等は、重油漂着現状マップ及び重油回収マニュアル及び上記助言チームの意見の意見を聴いて、各漂着箇所ごとの残存漂着油回収計画を作成。	
3月5日(水)	・兵庫県より陸上自衛隊第3特科連隊に対し、放置重油の回収のため派遣要請	
3月6日(木)	・陸上自衛隊第3特科連隊153名が豊岡市で搬出活動を実施	
3月19日(水)	・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤収	
3月22日(土)	・地元住民、ボランティア(2,343名)による但馬海岸一斉クリーニングを実施。竹野町7カ所、香住町15カ所 ・災害救援専門ボランティア22名を派遣	
3月23日(日)	・地元住民、ボランティア(3,118名)による但馬海岸一斉クリーニングを実施。豊岡市4カ所、竹野町7カ所、香住町15カ所、浜坂町7カ所。これにより一部地域を除き、自然浄化に任せられる程度にまで回復	

日付	県の対応	国等の対応
4月5日（土）	・但馬海岸「回復宣言」を発表 ・各市町の対策本部廃止 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」（本部長：知事）を「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」（本部長：防災監）に切り替え ・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」（本部長：但馬県民局長）を廃止	

イ 沿岸漂着油の回収手順



ウ 海岸漂着油の回収マニュアル（概要）

兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部及びロシア重油流出事故但馬地方本部が海岸に漂着した流出油の回収を進めるため、英国政府の専門家ディビット.R.ベッドボロー氏の助言及び石川県水産課が作成した「沿岸漂着油回収指針（てびき）」をもとに作成し現場での作業に活用したもの。

1) はじめに

海岸漂着油の回収については出動人員や漁船の手配及び使用機材の調達等を事前に十分な調査の上、地理的な諸条件を十分考慮して決定し、効率よく回収できるよう努めることが肝要である。

2) 油回収の方針

油回収の判断は、現場の利用度・利用形態や自然環境を総合的に判断して決めることが重要。

- ① 砂浜に残った油塊の回収は、砂混じりの油を回収することになり、重機の使用はかえって砂の含有率を増やすこともあるので、手作業でこまめに拾っていくことを基本とする方法が最も良いと考えられる。
- ② 重機などの車両を使用することは油に混ざる砂の量を増やすばかりでなく、砂に潜っている油をよけいに深く浸透させて、砂浜の油汚染を悪化させることもあるので、使用については慎重に行うこと。
- ③ 砂に混じった漂着油の状況によってはビーチクリーナーの使用も効果があると考えられるが、使用場所により効果に変動があるので、試行をした後、導入することを勧める。
- ④ 漂着した油塊又は油は後に砂をかぶったり、砂の中に深く潜っていくものもあるので注意が必要。結果的には時間がかかってもボランティアなどの助けを借りて少しずつ回収することを勧める。
- ⑤ 四輪駆動車等の砂浜への乗り入れは、今後の回収作業の障害となる恐れがあるので、作業に必要な車両以外の進入は当分の間見合わせてもらう必要がある。

3) 岩礁・岩場

① 回収作業の程度

程度	回収内容
A	未着手部分について陸から、又は漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。（既に回収した場所については現状で終了する。）
B	漂着又は岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植こて、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。（足場が確保される場合に限る。）

② 考え方

基本的には、れき浜と同様である。足場の悪いところが多いことから特に安全に注意を払い、利用上どうしても必要のある場合以外は自然浄化にまかせる。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わない。

4) 人工構造物（異形ブロック等、入り組んだ形状のもの）

① 回収作業の程度

程度	回収内容
A	現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。
B	表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。

② 考え方

できる限り手作業で回収し、利用上必要でありやむを得ず洗浄する場合は、オイルフェンスで付近を囲み、取り除いた油が流出しないように吸着材等で流れた油を回収しながら作業を行う。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないようにする。

5) 回収手段

① 高圧洗浄機（高圧ポンプ洗浄）

沿岸の岩場海岸に漂着したチョコレートムース状の油の回収・除去について、高圧洗浄機を使用して除去する場合は原則としてオイルフェンス等を用いて閉鎖した状態で行わないと油を再び海中に戻してしまい、最終的に浅海域の生態系に影響を与える恐れがあるので、実施については慎重に行うこと。

具体的には、当面、油除去の困難な岩場の裂け目や漁業用施設の荷揚げ場など、限定的な範囲でその場で海水を用いて洗浄する程度にとどめておく。特に、洗浄を岩場全体に行ったり、温水（高温湯）や油脂二次汚染防止剤（処理剤等類似の薬剤）を同時使用すると、油で痛んだ浅海の生態系に影響を与え、磯やけなどの将来の被害を生じる恐れがあるので、現段階ではできるかぎり避けること。

② 温水洗浄

局所的に清掃する必要がある、低温の海水では洗浄効果が得られない場合には、30度から35度程度の温水を用いたポンプで洗浄することは有効だが、これ以上高温の湯を使用することは現段階では避けること。15度以上で油塊は柔らかくなり、剥離するので高温にならないように注意して実施すること。

③ 油吸着材

油吸着剤は、沿岸で浮いている油を吸着させるうえで有効な回収方法だが、その吸着材ごと油が沈んでしまい、あとで海底に油が残ってより被害が広がる場合がある。したがって陸上から手の届く範囲か、回収が可能なようにひきひも等をつけて使用すること。また、回収した後は吸着材ごと集積し、ドラム缶や土嚢袋等に収容すること。

④ 砂の交換・油の付着した岩の撤去

油が付着していても、自然の力によって油は分解する。手で回収できる範囲で回収した後は、特別な理由がない限り、海岸の砂や岩の撤去は十分検討を重ねたうえでないと思われる。

エ 兵庫県における回収作業

油の回収作業に携わった人員 延べ 27,492 人

油回収量 ドラム缶(200ℓ) 5,340 本

ペール缶 (20ℓ) 332 本

土嚢袋 17,220 袋

総計 約 1,419kℓ

(2) ベリーズ船籍貨物船 AIGE 号の重油流出事故

日時	内容	備考
平成 14 年 3 月 31 日 10:35	・ AIGE 号衝突事故の第 1 報	八管本部 → 防災企画課
11:15	・ 流出油は拡散処理しており、沿岸部への漂着はないとの見解	八管本部 → 防災企画課
4 月 1 日 10:55	・ 沈没現場において、巡視船艇 7 隻及び島根県所有船舶等 8 隻が防除作業中	八管本部 → 防災企画課
4 月 2 日 21:40	・ 沿岸漂着はないと思われたが、北風の影響から兵庫県沿岸に漂着する可能性が発生	八管本部 → 防災企画課
4 月 3 日 9:00	・ 出航中の県但馬水産技術センター所有船舶「たじま」を現地に派遣（11:20 から巡視船の指示を受け作業開始）	香住保安署 → 但馬水産事務所 （協力依頼） 香住保安署 → 県漁連但馬支部 （協力依頼）
11:50	・ 余部埼付近に漂着（4 日 14:00）予定との予測	八管油漂流予測（第 6 報）
13:30	・ 兵庫県において「AIGE 号重油流出災害警戒本部」及び「同但馬地方本部」を設置	
14:00	・ 余部西方に漂着予定（4 日 2:00）との予測	八管油漂流予測（第 7 報）
20:00	・ 4 日早朝より巡視船 6 隻が作業開始決定 ・ 民間作業船（但馬水産事務所が手配）6 隻の出航決定	流対協防除対策会議開催
4 月 4 日 8:00	・ 香住海上保安署内に総合調整本部を設置 （4～6 日の毎 8:00 及び 18:00 に連絡会議開催）	流対協総合調整本部の設置
10:30	・ 久美浜沖約 7.8km に漂流予定（5 日 3:00）との予測	八管油流出漂流予測（第 3 報）
4 日の作業状況	【出動船舶】・ 海上保安庁巡視船 8 隻 ・ 九州地方整備局油回収船 1 隻 ・ 海上自衛隊掃海艇 2 隻 ・ 兵庫県調査船「たじま」 1 隻 ・ 5 漁業協同組合漁船 9 隻 ・ 港湾業者作業船 6 隻 計 27 隻	
5 日の作業状況	【出動船舶】・ 海上保安庁巡視船 10 隻 ・ 九州地方整備局油回収船 1 隻 ・ 海上自衛隊掃海艇 2 隻 ・ 兵庫県調査船「たじま」 1 隻 ・ 5 漁業協同組合漁船 27 隻 ・ 港湾業者作業船 6 隻 計 47 隻	【4～5 両日の油回収量】 ・ 香住東港 173 本 ・ 竹野町青井浜 55 本 （海藻等付着分 30 本含む） 計 228 本
4 月 6 日 9:00	総合調整本部会議の終了	
4 月 8 日 11:00	・ 兵庫県において「AIGE 号重油流出災害 警戒本部」及び「同但馬地方本部」を廃止	
4 月 9 日 18:00	総合調整本部の解散	

第2編 災害予防計画

目 次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 活動・連携体制の整備.....	2-2
第3章 情報の収集・伝達体制の整備.....	2-5
第4章 災害応急対策への備えの充実.....	2-6
第1節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え.....	2-6
第2節 緊急輸送活動.....	2-7
第3節 重油等の流出物の防除活動.....	2-8
第4節 研修・訓練の実施.....	2-9
第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	2-10

第1章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、市が取るべき予防対策について定める。

2 海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市長が救護活動を行う（別表1参照）。また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、指定海上防災機関等が防除に当たる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため自治体に対応せざるを得ない（別表2参照）。

平成9年1月に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、流出した重油が大量で、被害が広範囲に及んだため、海上保安本部、県、沿岸市町、その他防災関係機関、住民、更にはボランティアが緊密な連携をとり対応に当たった。

【別表1 海難による人身事故における市の任務等の根拠法令】

主体	根拠法令	任務等の内容
市長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

【別表2 重油等の防除に関する市の任務・権能等】

主体	根拠法令	任務等の内容
市	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

第2章 活動・連携体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、自衛隊

【趣旨】

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

1 職員の体制

(1) 緊急連絡網及び動員計画の作成

各局長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画であると緊急連絡網を人事異動ごとに作成し、総務局長及び危機管理監に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、会計年度任用職員、公益的法人等への専任派遣職員、他地方自治体及び外部機関への派遣職員は含まないが、緊急連絡網には職員の安否確認のため、所属する会計年度任用職員等の連絡先を記入する。

(2) 非常参集体制の整備

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、メールを活用するなどの多重化を図る。

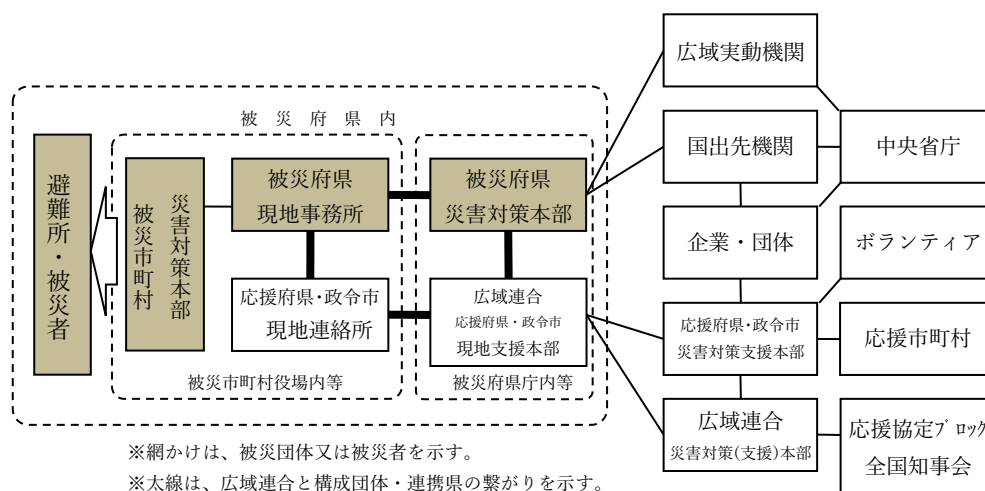
勤務時間外における大規模事故などの突発的な災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施を検討する。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 国・県・公的機関との連携

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、関西広域連合、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。

なお、関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として兵庫県が行うが、法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。



(2) 自衛隊との連携

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制、及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

(3) 専門家・専門機関等との連携

海上事故が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めておく。また、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ定めておく。

(4) 災害時応援協定の締結を推進

突発的な大規模災害時には、専門能力と組織力に優れ、地元に着した企業・団体・事業所等の協力やボランティア活動が不可欠である。そのため、業種分野を問わず、企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

3 広域的な連携体制

兵庫県内市町、阪神広域行政圏の7市1町、中核市をはじめ、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各相互応援協定内容の充実を図るとともに、県と協議のうえ、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

資料3-2「災害時における相互応援協定」参照

資料3-3「災害時における相互応援協定に関する実施細目」参照

資料3-4「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

第3章 情報の収集・伝達体制の整備

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、海上保安庁

【趣旨】

災害時の情報収集、伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

西宮海上保安署、県、市、警察署、近隣市等の関係機関との情報の収集・連絡体制を整備する。また、被害状況を把握するため、沿岸陸上部のパトロール体制の確立と勤務時間外に発生した場合における緊急連絡体制を整備する。

【連絡すべき事故情報】

- ① 事故発生の時刻、場所、事故の状況
- ② 海上事故災害に関する情報
- ③ 予想される被害の範囲及び程度等
- ④ その他必要と認める事項

1 情報の収集・連絡体制の整備

フェニックス防災システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ迅速に伝達を行うシステムであり、災害情報の一元化、データベース化により、迅速な把握及び的確な災害情報の提供が可能である。

流出重油等の状況を写真撮影し、フェニックス防災システムを通じて、それを迅速に電送することができるよう、デジタルカメラ、パソコン及びスマートフォン等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用及び訓練等を通じて習熟を図る。

情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整える。

2 情報の分析整理

防災関係の職員に対し、指定海上防災機関の研修会などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用し、平時から必要な人材の把握に努める。

専門的な知識を要する事項は、概ね以下のとおりとする。

- ① 本市周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。
- ② 重油等が流出した場合における、市沿岸への漂着可能性に関すること。
- ③ 重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。
- ④ 補償請求に関すること。
- ⑤ 環境への影響に関すること。

平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用する。

第4章 災害応急対策への備えの充実

第1節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

【担当局】消防局、保健所、中央病院

【関係機関】西宮市医師会

【趣旨】

市民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う搜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

1 搜索活動への備え

搜索活動を支援するための船舶、救急車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努める。

2 救助・救急、医療活動への備え

応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。また、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から災害救急医療情報システムを活用し、医療機関との連携を図る。

3 消火活動への備え

消防局は、平時から海上保安本部と相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

消防局は、消防用設備・資機材等の整備促進に努める。

海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図る。

海上消火活動に備えて化学消火薬剤など資機材を整備するとともに、重油等流出物の防除活動に備えるためオイルフェンスなど流出油防除資機材を整備する。

第2節 緊急輸送活動

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

災害発生時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送活動を実施するための体制の整備について定める。

西宮海上保安署、警察署等と連携して、傷病者や物資等の緊急輸送が円滑に行えるよう、救命ボートや緊急輸送用車両の確保、緊急輸送路及びヘリコプター離発着場を指定するなど予め対策を講じる。

1 緊急輸送活動への備え

緊急輸送用の車両等の確保について、あらかじめ定めておく。また、輸送機関との連携を行う県に対し、緊急輸送用の車両等を要請することも検討する。

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

第3節 重油等の流出物の防除活動

【担当局】総務局、環境局、消防局

【関係機関】兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

重油等の流出に対する備えについて定める。

1 重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。

重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。

また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害等の可能性があることが最大の課題である。

さらに、物質によっては危険性が非常に高く初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。

そのためには、日頃から海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、県内の港湾で荷役される重油等に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等を、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

また、事故の際の専門的知見の入手先（指定海上防災機関、財団法人日本海事検定協会、学識経験者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等）をあらかじめ確認しておくことが重要である。

さらに、事故発生について、発生場所（事業所、ターミナル、港内、港外の別）、物質の種類、事故の状況、流出量等を勘案した被害想定を行い、事故状況の把握、関係機関との情報交換、物質の特定、専門家への助言依頼、対処方法の決定、海上及び陸上からの監視体制、避難誘導、発火源の排除、周辺関係者への注意事項の周知、拡散・拡大防止、中和等の処理、回収作業等に関して関係機関はマニュアルを準備しておく必要がある。

2 市の予防活動

重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

- ① 油防除資機材の保有、管理
- ② 化学消火薬剤等消火機材の整備
- ③ 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- ④ 市町間の応援体制の整備

3 環境保全対策

重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、以下の体制整備に努める。

- ① 平時の環境状況の把握
- ② 国等の実施する研修等への参加

機会をとらえて、国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣する。

第4節 研修・訓練の実施

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】海上保安庁

【趣旨】

市職員の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

1 防災訓練

国や大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実戦的なものとなるよう工夫する。

訓練結果の事後評価を通じて、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 研修

海上事故などの大規模事故災害の対策業務に携わるものに対しては、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用して、対策に関する必要な研修を実施する。

各種研修会への職員の積極的な参加を図り、対応能力の向上に努める。

第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

【趣旨】

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 西宮市災害ボランティア活動支援指針の策定

県の「災害ボランティア活動指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市災害ボランティア活動支援指針」を基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動指針については、策定後も適宜更新を実施し、内容の充実を図る。

(2) 受入体制の整備

市内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、地域防災計画の作成にあたり、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

(4) 資機材等の確保等

あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める。

(5) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

2 災害ボランティア活動ネットワークの強化

災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等だけでなく中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めて、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

第3編 災害応急対策計画

目 次

第1章 基本方針.....	3-1
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	3-4
第1節 初動体制の確立	3-4
第2節 情報の収集・伝達.....	3-5
第3節 動員の実施	3-8
第4節 組織の設置	3-9
第5節 防災関係機関等との連携促進	3-25
第1款 関係機関との連携.....	3-25
第2款 自衛隊への派遣要請.....	3-27
第3章 円滑な災害応急活動の展開.....	3-31
第1節 救助・救急、医療対策の実施	3-31
第2節 消火活動の実施	3-32
第3節 こころのケア対策の実施.....	3-33
第4節 交通・輸送対策の実施	3-34
第5節 重油等の防除対策.....	3-36
第6節 災害情報の提供	3-39
第7節 二次災害の防止対策.....	3-40

第1章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全等への被害の拡大防止を図るため、取るべき応急対策について定める。

2 応急対応の概要

(1) 海難による人身事故の場合

当該地域付近において海上災害が発生したときは、自ら救助・救急活動を実施するほか、情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の交通安全等を進める海上保安本部や県等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行う。

(2) 重油等の流出事故の場合

海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令等に定めるところに従って、海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努める。

3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・海上災害対策本部及び地方本部設置	・市災害対策本部の設置
搜索活動		・海上保安本部の巡視船艇等による搜索活動	・海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による搜索活動	・沿岸海域を中心とする市の搜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする市の救助・救急活動
医療活動		・海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請による県立病院の救護班の派遣又は医療機関への救護班の派遣要請	・沿岸の関係市は医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・沿岸の関係市は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
消火活動 (必要な場合に 応じて)		- 海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 - 消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	- 市による消火活動 - 市は、必要に応じ、広域消防応援協定締結消防機関へ応援依頼 - 市は、必要に応じ、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		- 海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 - 神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	- 県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 - 県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	沿岸の関係市は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 (困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼)

(注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

(2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 海上保安本部から県等に情報連絡 - 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 - 防除資機材の調達	- 情報収集 - 海上災害警戒本部設置の準備 - 防除関係者への情報提供	
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇等による確認	- 海上災害警戒本部及び地方本部設置 - 防除資機材の調達	- 市の災害対策警戒本部設置 - 市による防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			- 海上災害対策本部及び地方本部設置 - 県民局等による陸岸のパトロール	- 市災害対策本部設置 - 市による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業

事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
陸岸における回収作業		・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・市による回収作業計画の策定 ・市による回収作業 ・市によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合)船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合)収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 初動体制の確立

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対総務局、災対消防公安局、自衛隊、海上保安庁、兵庫県

【趣旨】

市の海上災害発生時の活動体制について定める。

1 市の活動体制

事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を阪神南県民センター（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

県民局・県民センターが、必要に応じて、広域的及び総合的対策を迅速に進めるため、観光協会、県機関等の地元関係団体及び海上保安本部その他必要と認められる機関により組織する連絡協議会に参加し、必要な事項を協議するとともに、その応急活動の円滑な実施を推進する。

2 広域的な応援体制

海上災害の規模によって、近隣自治体、自衛隊、その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請する。

重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている排出油等防除協議会等と協力体制をとる。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、必要に応じて同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画する。

○大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2節 情報の収集・伝達

【担 当 局】災対統制局、災対政策局、災対消防公安局

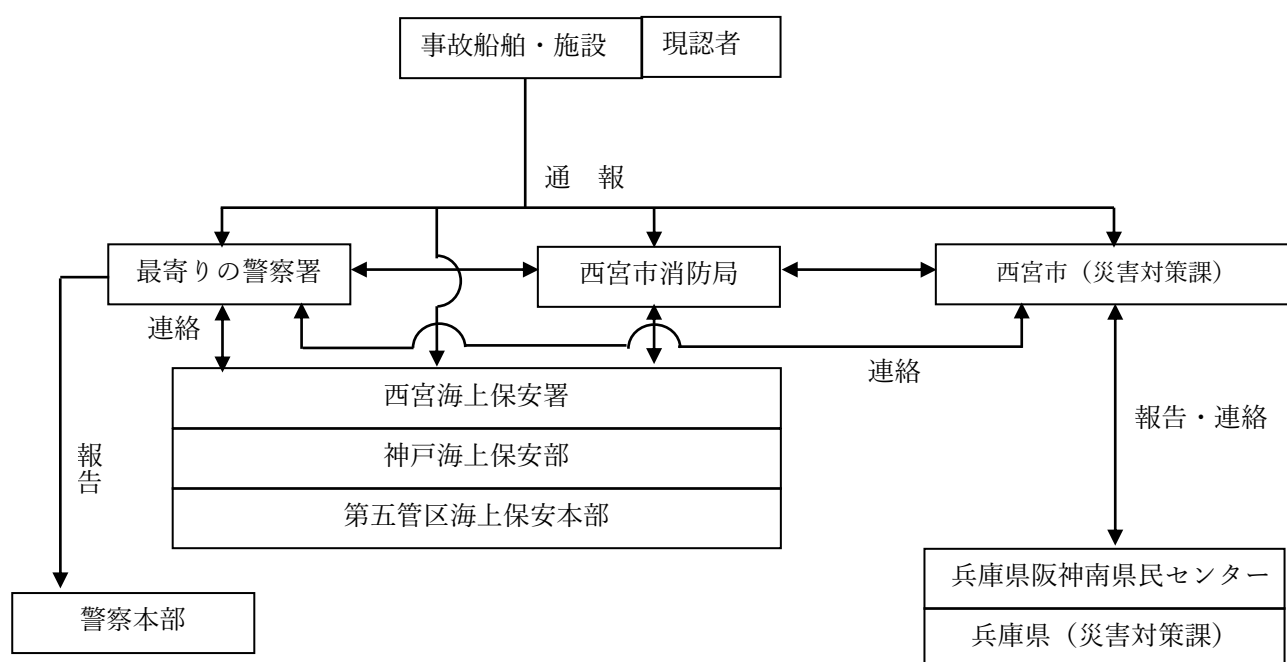
【実行局等】兵庫県、兵庫県警、海上保安庁

【趣旨】

海上災害発生時の活動体制について定める。

海上災害が発生した場合は、関係機関からの情報収集を行うほか、沿岸陸上部のパトロールに努め、被災規模、人的被害等の情報を収集し、収集した情報を県に対しフェニックス防災システムを通じ報告する。また、収集した情報は整理をし、必要に応じ関係機関相互に情報を交換する。

【海上災害における通報伝達フロー】



1 災害情報の収集、報告等

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

(1) 報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 市内の被害は軽微であっても、県内市町で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

(2) 報告系統

県に災害情報を報告する。

また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁。以下この節において同じ。）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

(3) 災害情報の伝達手段

災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又は FAX など活用する。

有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(4) 報告内容

ア 緊急報告

次の場合、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

① 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む）

② 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

多くの死傷者が発生する等、消防局への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

イ 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。

至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

ウ 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

被害状況に関する情報において内容が重要と判断される情報を入手したときは、県が指定するとりまとめ時間に関わらず随時報告する。

エ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第3節 動員の実施

【担当局】 災対総務局

【実行局等】 全災対局

【趣旨】

海上災害発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

市沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

災対各局長は、発令される防災指令（水防指令）の種類に応じて、あらかじめ作成した災害動員計画に基づいて所定の職員を動員配備する。ただし、原則、動員計画には、国・県等他の自治体（及び行政関係の機関）で勤務する職員、保育所・学校園に勤務する職員（高校に勤務する一般行政職を除く）、会計年度任用職員（A・B）は含まない。会計年度任用職員Aは、主に通常業務の継続面から本部動員職員を支援する。

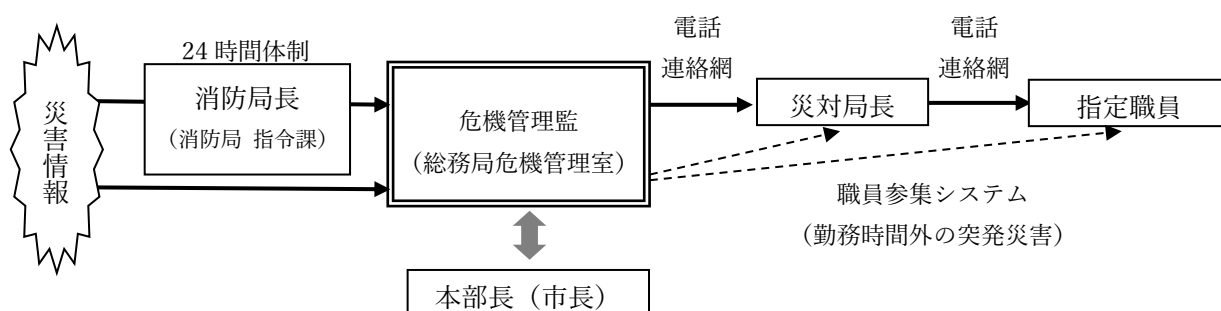
また、公益的法人への専任派遣の職員は、所属団体の指揮に従うため、原則、動員計画には含めないが、実情や業務内容、体制等を考慮し、各災対局と個別に調整する。

なお、災害の規模及び態様等によっては災害動員計画にかかわらず、職員数を増強又は縮小して動員・配備できる。

1 防災指令発令の様式

- ① 全職員に適用する場合の例
・「全市防災指令第〇号」と発令する。
- ② 都度、指定する局等の職員のみ適用する場合の例
・「〇〇局防災指令第1号、□□局災害警戒指令…」と発令する。

【防災指令の指令伝達フロー】



2 職員が参集する場所

原則、所属の職場とする。ただし、交通機関の途絶や災害の状況により、所属先に直行が困難な場合や所属職場の施設が被災する可能性がある場合は、居住地に近い支所やあらかじめ各所属で定められた代替施設等に参集する。

なお、情報伝達の際に、出勤場所を指定した場合は、その指定場所に出動する。

3 勤務時間外の参集

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、防災指令が発令された場合は、電話連絡網等により速やかに情報伝達を行い、指定職員は出動する。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第4節 組織の設置

【担当局】災対統制局、災対総務局

【実行局等】全災対局

【趣旨】

海上災害発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

1 災害対策（警戒）本部を設置する

（1）防災指令の発令

西宮市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要な災害対応体制を取るため、市長は、防災指令、災害警戒指令、連絡員待機指令を発令する。

なお、必要に応じて危機管理監が市長に代わり発令することができる。

資料2-4「西宮市防災指令要綱」参照

（2）災害対策（警戒）本部の設置

ア 災害警戒本部

危機管理監は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、西宮市災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の検討を行い、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

イ 災害対策本部

市長は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、強力で総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、西宮市災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を検討し、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

【災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準】

体制	基準
災害警戒本部	・ 災害警戒指令が発令された場合
災害対策本部	・ 防災指令第1～3号が発令された場合

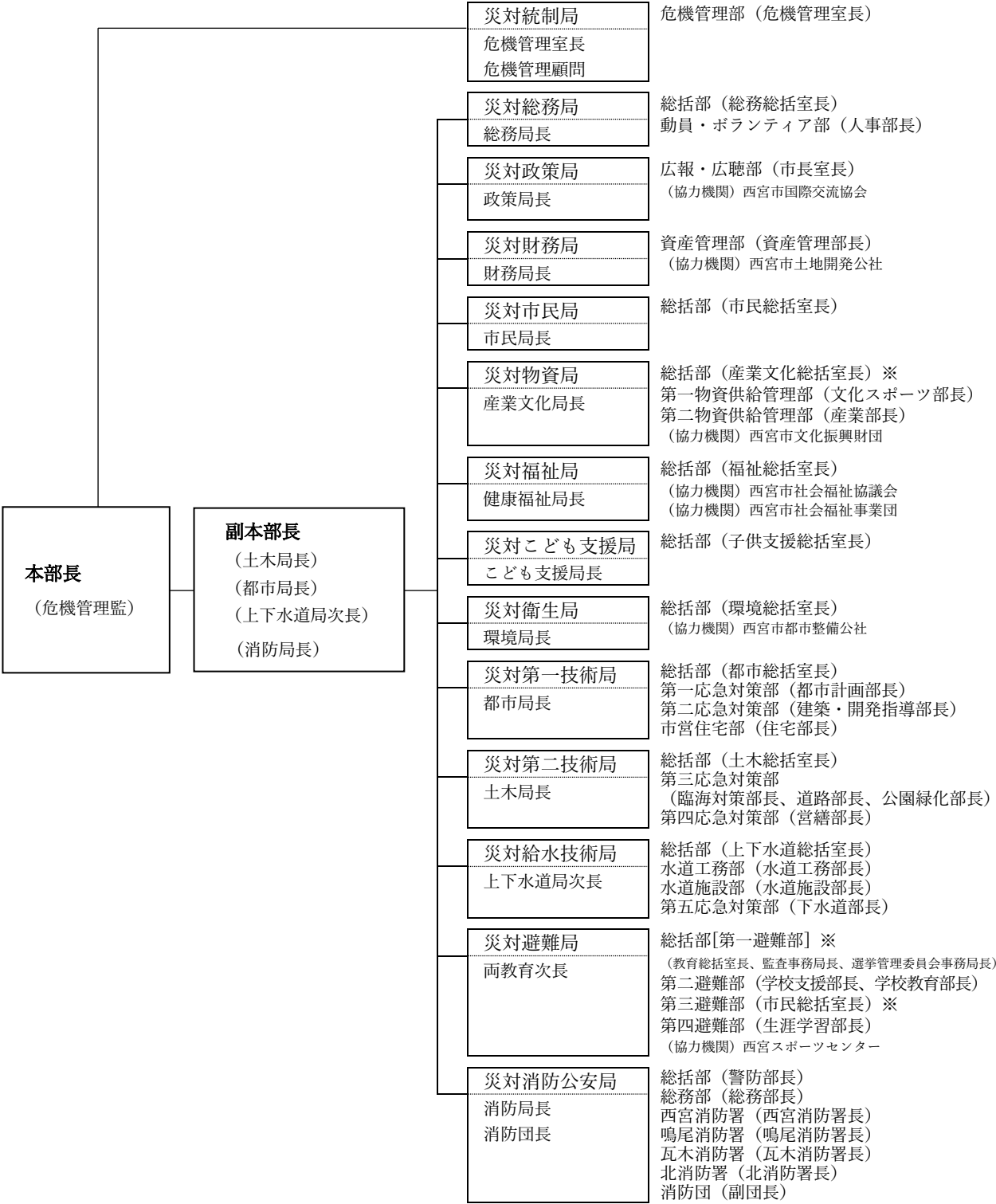
資料1-2「西宮市災害対策本部条例」参照
資料2-2「西宮市災害対策本部設置要綱」参照
資料2-3「西宮市災害警戒本部設置要綱」参照

2 災害警戒本部の運営

(1) 災害警戒本部の組織

ア 災害警戒本部の組織

【災害警戒本部組織図】



注)「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

イ 災害警戒本部の構成員

【災害警戒本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	危機管理監	警戒本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	土木局長 都市局長 上下水道局次長 消防局長	災害警戒本部長を補佐する。
本部員	災害警戒本部に属する 上記以外の各局長等	災害警戒本部会議を構成し、災害応急対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害応急対策事務を総括調整する。
対策部長	災害警戒本部に属する 各部長等	局長を補佐し、各部の災害対策事務を総括調整する
対策職員	災害警戒本部に属する 各職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部室の設置場所

災害警戒本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

イ 作戦室の設置

災対統制局は、災害警戒本部の作戦室を、市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームに設置する。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 災害警戒本部の設置（廃止）の通知

危機管理監は、災害警戒本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

エ 指揮権限の代行（危機管理監が不在、又は連絡不能な場合）

災害警戒本部の設置及び指揮は、危機管理監の権限により行われるが、危機管理監の判断を仰ぐことができない場合は、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに危機管理監にこれを報告し、その承認を得る。

【災害警戒本部指揮権 代行順位】

第1位	土木局長
第2位	都市局長
第3位	上下水道局次長
第4位	消防局長

オ 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行う。

【災害警戒本部の活動概要】

- 災害情報等の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 河川等の警戒、監視
- 小規模かつ局所的な災害への応急対策活動
- 自主避難等を含めた避難活動への対応
- 市民・報道機関等への情報伝達
- 各部局所管施設の状況把握
- 防災関係機関等との連絡調整

カ 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部長は、災害警戒本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、災害警戒本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

キ 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、後述する「災害対策本部の事務分掌」に準拠する。

ク 災対技術局担当区域

市内全域に及ぶ災害発生時には、災対第一技術局、及び災対第二技術局、並びに災対給水技術局が、あらかじめ定めた担当区域において、災害対応に当たる。

ただし、災害発生及び被災状況により、災害警戒本部長あるいは災害警戒本部会議の判断に基づき、区域を変更するなど臨機に運用する。

資料7-8「災対技術局及び災対給水技術局担当区域」参照

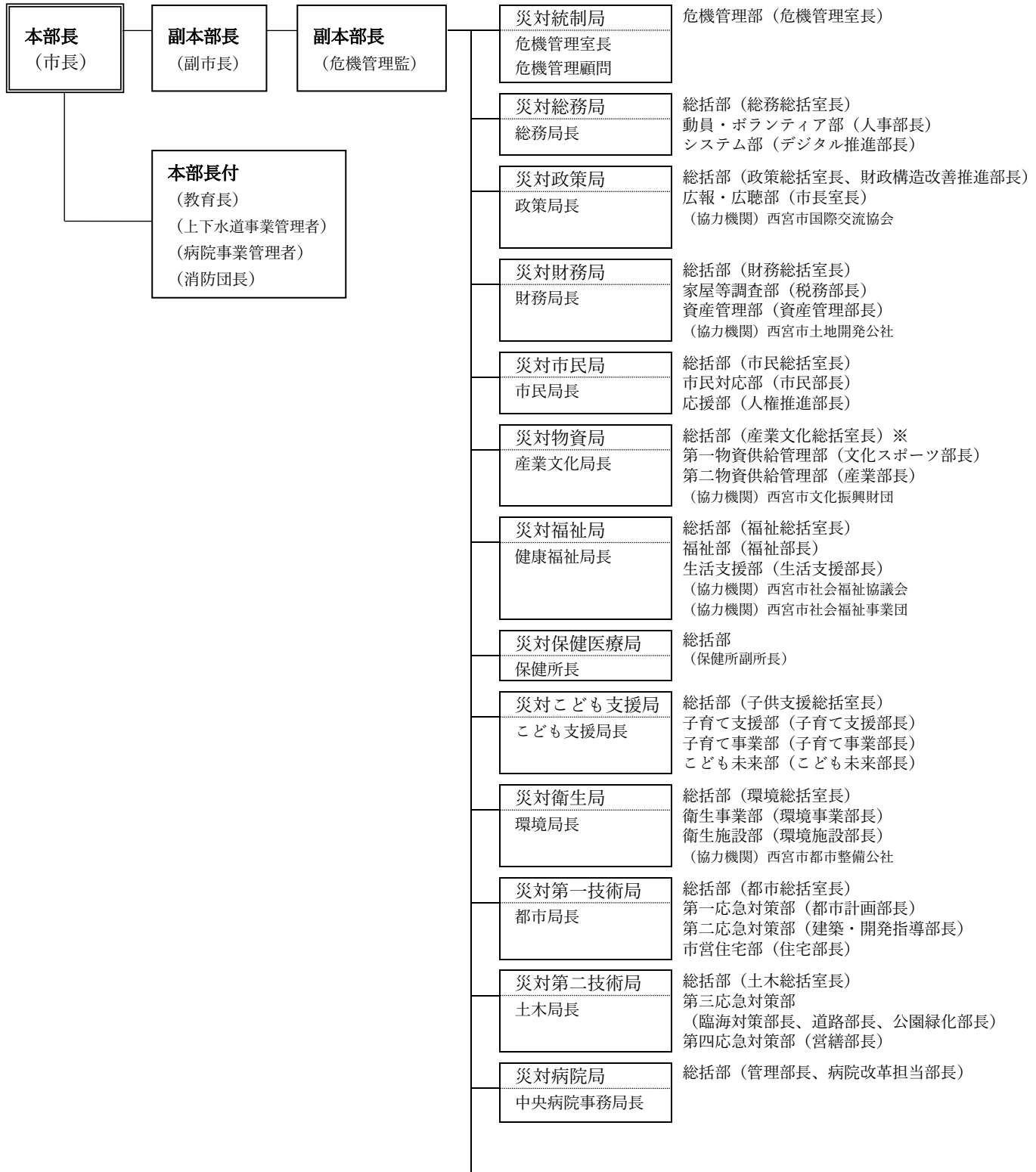
3 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織

各災対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。

【災害対策本部組織図】



災害給水技術局 上下水道局次長	総括部（上下水道総括室長） 水道工務部（水道工務部長） 水道施設部（水道施設部長） 第五応急対策部（下水道部長）
災害避難局 両教育次長	総括部[第一避難部] ※ （教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長） 第二避難部（学校支援部長、学校教育部長） 第三避難部（市民総括室長）※ 第四避難部（生涯学習部長） （協力機関）西宮スポーツセンター
災害消防公安局 消防局長 消防団長	総括部（警防部長） 総務部（総務部長） 西宮消防署（西宮消防署長） 鳴尾消防署（鳴尾消防署長） 瓦木消防署（瓦木消防署長） 北消防署（北消防署長） 消防団（副団長）
災害議会担当局 議会議務局長	総括部（議会議務局次長）
災害会計局 会計室長	総括部（会計室長）

注)「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

注) 保健師は、災害時に平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師（統括保健師）の指示のもとに災害対応を行う活動体制に切り替える。

イ 災害対策本部の構成員

【災害対策本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、 危機管理監	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員 (本部長付)	教育長、上下水道事業 管理者、病院事業 管理者、消防団長	本部長を補佐する。
本部員 兼 災対局長	各局長等、 危機管理顧問	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所 管局の災害対策事務に従事する。
本部連絡員	各局で指定された 職員	本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収 集等を行う。
災対総括部長	各局総括室長	本部員の命を受け、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対部長	各部長	本部員の命を受け、所管部の災害対策事務に従事する。
災対総括課長	各局総括課長	災対総括部長を補佐し、各局内の災害対策事務を総括調整す る。
災対課長	各課長	上司の命を受け、所管課の災害対策事務に従事する。
災対職員	各課員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。

イ 作戦室の設置

災害対策本部の作戦室（市民窓口）の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームとする。

作戦室では、市民窓口（受付）を開設し、市民等からの被害情報を収集するとともに、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 災害対策本部等の設置場所の決定

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。大規模災害の発生により第二庁舎（危機管理センター）が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、災害対策本部を設置する。

資料8-5「災害対策本部等の代替施設一覧」参照

エ 災害対策本部の設置（廃止）告示

市長は、西宮市災害対策本部条例第2条に基づき、災害対策本部を設置したときは、当該本部の名称、設置の場所および期間を、また当該本部を廃止したときは、その旨を、直ちに告示する。

オ 災害対策本部の設置（廃止）の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

カ 現地対策本部の設置

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地対策本部を設置する。

【現地対策本部の構成】

●設置場所

被災地に近い支所等の市有施設、学校

●現地対策本部長及び本部員

本部長は、災害対策本部の副本部長、本部員の中から必要な者を、現地対策本部長及び本部員として指名する

●活動内容

- ・被災現場での指揮
- ・関係機関との連絡調整

キ 指揮権限の代行(市長が不在、又は連絡不能な場合)

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

【本部指揮権 代行順位】

第1位 副市長

第2位 危機管理監

第3位 消防局長

ク 本部会議の開催

本部長は、本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

ケ 災対局総括部担当者会議の開催

本部会議の補完、また各災対局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、災対局総括部担当者（災対総括部長及び災対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて災対統制局が招集する。

また、各災対局総括部担当者は、会議の開催が必要と判断したときは、災対統制局に要請することができる。

コ 災害対策本部各局の事務分掌

災害対策本部各局の事務分掌は、次の「災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、災害対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各災対局内における事務分担は、各局長の裁量により取り決められる。

なお、各事務分掌に割り当てられた担当局部は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、災害状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。

【災害対策本部の事務分掌】

局	主な事務
災対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 他局への業務応援に関する事 5 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 6 本部の設置及び廃止に関する事。 7 本部会議、災対総括担当者会議の開催に関する事。 8 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 9 被害状況の関係機関への報告に関する事。 10 気象及び地震等の情報収集に関する事。 11 自衛隊派遣要請に関する事。 12 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 13 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 14 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 15 自主防災組織に関する事。 16 避難情報発令に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。
災対総務局 (総務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 7 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 9 職員の給食及び衛生管理に関する事。 10 応援配備に関する事。 11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 13 その他動員に関する事。 14 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。

局	主な事務
災対政策局 (政策局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 局内及び他局業務の応援に関する事。 8 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 9 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 10 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 11 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 12 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 13 避難情報等の広報に関する事。 14 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 15 その他広報に関する事。 16 その他広聴に関する事。
災対財務局 (財務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 市有財産(文教施設、地域市民施設は除く)の被害調査に関する事。 7 車両等の整備・配分に関する事。 8 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 9 家屋調査等に関する事。 10 罹災証明等に関する事。 11 罹災届出証明等に関する事。 12 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事。 13 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関する事。 14 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 15 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。
災対市民局 (市民局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 7 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 8 市民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関する事。 9 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 10 その他市民との応対に関する事。
災対物資局 (産業文化局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 7 食料及び生活必需品の分荷、供給に関する事。 8 炊き出し用食材等の調達、供給に関する事。 9 他市町村等への救援物資の調達、提供に関する事。 10 その他物資調達、供給に関する事。 11 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関する事。(農政課)

局	主な事務
災対福祉局 (健康福祉局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 要配慮者に関する事。 7 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 8 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 9 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 10 災害弔慰金に関する事。 11 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) 12 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) 13 その他被災者の福祉に関する事。
災対保健医療局 (保健所長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 7 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 8 被災者の保健医療及び相談に関する事。 9 防疫に関する事 10 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 11 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 12 その他保健医療に関する事。
災対子ども支援局 (子ども支援局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 要配慮者に関する事。 7 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 8 その他被災者の福祉に関する事。
災対衛生局 (環境局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 7 防疫作業に関する事。 8 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 9 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 10 し尿収集及び終末処理に関する事。 11 仮設トイレの設置等に関する事。 12 じんかい収集及び処理に関する事。 13 水路の清掃に関する事。 14 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 15 災害応急対策にかかる環境に関する事。 16 その他衛生に関する事。 17 ガレキの処理に関する事 18 倒壊家屋に関する事

局	主な事務
災対第一技術局 (都市局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 - 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 - 被害状況の収集に関する事。 - 所管工事現場の災害防止に関する事。 - 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 - 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 - 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 - 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 - 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関する事。 - 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 - その他土木建築の技術面に関する事。 - 応急仮設住宅の建設に関する事。 - 応急仮設住宅の管理に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。
災対第二技術局 (土木局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 - 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 - 被害状況の収集に関する事。 - 所管工事現場の災害防止に関する事。 - 二次災害の予防に関する事。 - 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 - 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 - 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 - その他土木建築の技術面に関する事。 - 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 - 海岸保全施設に関する事。 - 水路清掃の指示に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 - 災害応急対策にかかる緑化に関する事。 - 応急仮設住宅の建設に関する事。
災対病院局 (事務局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 救急患者の収容及び診療に関する事。 - 医療材料の調達・供給に関する事。 - その他病院に関する事。

局	主な事務
災対給水技術局 (上下水道局次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事に関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 18 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 19 被害状況の収集に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 二次災害防止に関する事。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 25 その他土木建築の技術面に関する事。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 27 海岸保全施設の操作に関する事。
災対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。
災対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。

局	主な事務
災対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。
災対会計局 (会計室長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害応急関係経費の支払いに関する事。 7 義援金、見舞金等の受付・出納に関する事。 8 その他経費の支払に関する事。

サ 業務の引き継ぎの実施

災害対策本部の設置期間の長期化への対応や円滑な業務継続、職員の交代等が可能となるよう、各災対局は、庁内に導入されている各種システム、グループウェア等を活用し、部局間及び担当者間の業務の引き継ぎを速やかに支障なく行う。

シ 他の部局への応援職員の配備

本部長は、災害時の各部局の業務実態に応じて、他部局へ応援職員を配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他部局に配備された応援職員は、配置先の部局長の指示に従う。

ス 本部連絡員(本部員の補助事務)

各本部員は、必要に応じて、所属職員の中から本部連絡員を指名し本部室に派遣する。また、本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

セ 関係機関調整室

本部と各防災関係機関との間で、より密接な連携が必要と認められる場合には、災害対策本部に防災関係機関連絡室を設置し、当該防災関係機関へ連絡員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部事務局の強化

これまで、危機管理室単独で事務局を組織していたが、市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう関係する部署を加え、また、機能別に4つの班を置き、体制を強化する。

【事務局の機能区分と組織】



ア 総務班（災害対策本部会議の庶務担当）

担当：総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：災害対策本部会議の運用に係る事務を行う。（本部室・オペレーションルームの設営、資料、議事録の作成、共有等）

イ 広報・広聴班（広報、メディア対応）

担当：市長室（広報・広聴部）を主体に、政策局全体で業務にあたる。

機能：広報担当／災害対応時の広報、メディア対応（記者会見含む）の管理業務を行う。

広聴担当／市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。

ウ 情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

担当：危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：総括指揮担当／本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案（避難指示等）の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。

情報分析担当／広報・広聴班が受付けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。

情報伝達担当／2次情報を庁内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達を行う。

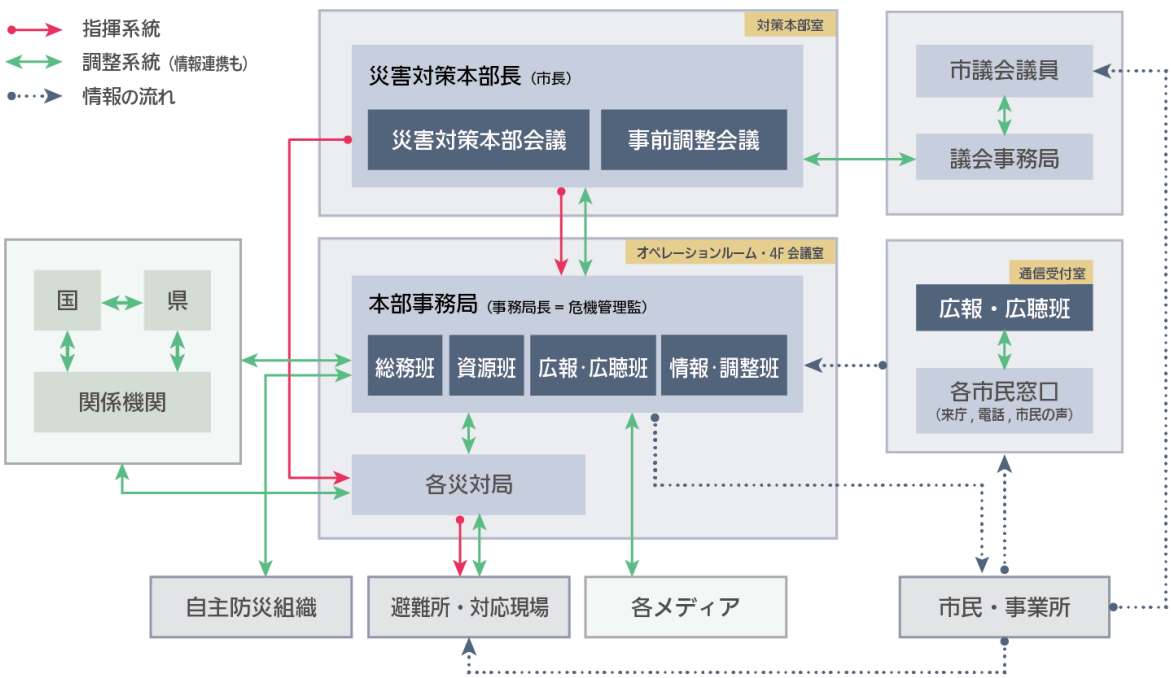
調整担当／本部長指示の伝達、関係機関、部局間の渉外、調整（総合調整）、自衛隊の災害派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班（広報、メディア対応）

エ 資源班（人的資源、物的資源の調整）

災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。

- ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務（人的資源）
- ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要となる作業スペースや応援職員の執務スペースの確保（物的資源）。報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

【災害対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】



〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第5節 防災関係機関等との連携促進

第1款 関係機関との連携

【担当局】災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】兵庫県、海上保安庁

【趣旨】

災害応急対策の実施に当たり、防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

西宮市の沿岸海域における海上災害を認知又は通報を受けたときは、水難救護法に基づき救急・救助活動を実施するほか、西宮海上保安署等と連携して、消防活動、負傷者等の救急医療活動を行う。

また、流出油等の防除活動を実施する場合は、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会に設置される総合調整本部と連携を行う。

1 市に対する応援（県の措置）

（1）他の都道府県に対する応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
- ② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）
- ③ 隣接府県等との相互応援協定に基づく応援要請（新潟県）
- ④ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
- ⑤ その他の応援要請

（2）市に対する応援

ア 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。

イ 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができることとする。

ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

- ① 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項～8項）
- ② 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

エ 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局・県民センター）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部に、あらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。

オ 関係機関の連携強化

県は、海上災害発生時に、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場として連絡調整協議会を設けるなど、災害情報の共有化を促進し、災害応急活動の円滑な実施を推進する。

カ 専門家・専門機関等の協力

- ① 市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家を派遣することとする。
- ② 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担する。

2 市の措置

(1) 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

(2) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

(3) 応援協定に基づく応援要請

- ① 災害時における相互応援協定に基づく応援
- ② 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づく応援
- ③ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づく応援
- ④ 中核市災害相互応援協定に基づく応援
- ⑤ 兵庫県阪神支援チーム設置に関する協定に基づく応援
- ⑥ 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定に基づく応援

資料3-2「災害時における相互応援協定」参照
資料3-4「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照
資料3-5「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照
資料3-8「中核市災害相互応援協定」参照
資料3-9「中核市災害相互応援協定実施細目」参照
資料3-12「兵庫県阪神支援チーム設置」に関する協定書参照

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第2款 自衛隊への派遣要請

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対総務局、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊

【趣旨】

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

（1）災害派遣要請の方法

- ① 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、阪神南県民センター長、西宮警察署長・甲子園警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知する。

なお、派遣要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

- ② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

- ④ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を市に連絡する。

- ⑤ 要請（要求）の手続き

ア 市長が知事に対し派遣要請を要求する場合は、文書により行うが、特に、緊急を要する場合においては、口頭又は電信若しくは電話で要求し、じ後、速やかに文書を提出する。

イ 要請内容

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

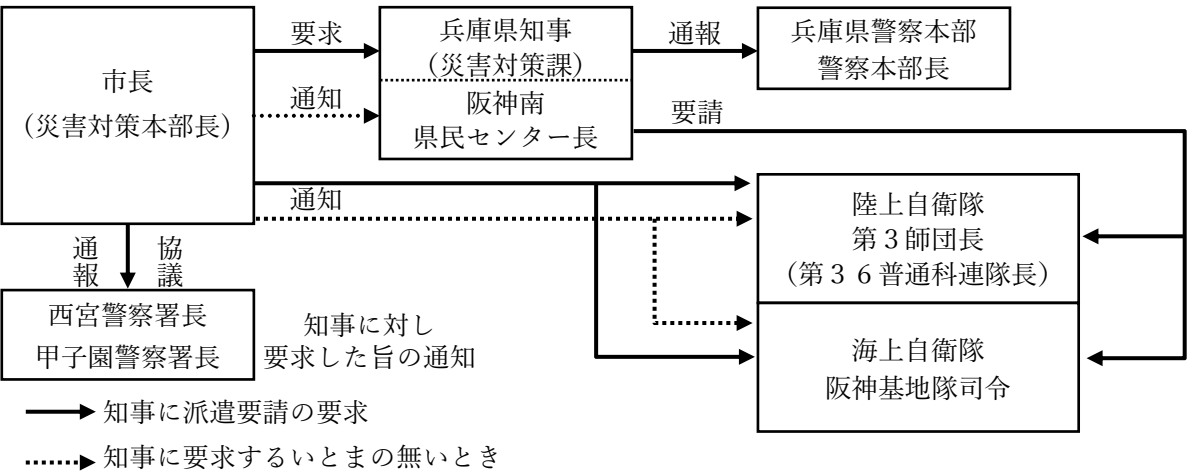
（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は活動種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

○ 派遣及び撤収要請手続経路



(2) 要請先等

ア 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第3師団長	伊丹市広畑1の1
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

イ 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4037,4038 FAX4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX4034
自衛隊	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 市の任務

- ① 活動実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の活動に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(4) 自衛隊による自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

【自衛隊自主派遣の判断基準】

- 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、西宮警察署長、甲子園警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

また、自主派遣の後に、市長等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 情報連絡体制

災害に際し、陸上自衛隊第36普通科連隊長第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受ける。

3 受入れ態勢

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な活動分担を定める。

(2) 活動計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の活動の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた活動計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

(3) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ① 自衛隊連絡所
- ② ヘリポート
- ③ 駐車場
- ④ 宿营地等

(4) 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

4 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

5 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- ① 必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- ⑤ 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
- ⑥ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 救助・救急、医療対策の実施

【担当局】 災対衛生局、災対保健医療局、災対消防公安局

【実行局等】 災対統制局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、西宮市医師会

【趣旨】

海難による人身事故のため、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

1 救助・救急活動等

(1) 市の措置

捜索・救助活動を西宮海上保安署、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、市陸岸で海難事故が発生した場合、これらの機関と協力し活動する。

(2) 資機材等の調達等

捜索・救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な捜索・救助・救急活動を行う。

2 医療活動

(1) 市の責務

負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣する。

災害救急医療情報システム、ホットライン等を活用するとともに、災害救急医療情報指令センターと連携して医療機関の診察応需情報等を把握して迅速に負傷者等の搬送を行う。

災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、救護班の派遣を要請する。

備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、阪神南県民センター・西宮市医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

3 遺体の収容・処置

検視及び医師の検案を終えた遺体は、西宮市満池谷斎場に安置する。ただし、災害の状況に応じて、施設管理者と協議して他の指定予定施設に遺体安置所を開設する。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画、遺体収容計画

第2節 消火活動の実施

【担 当 局】災対消防公安局

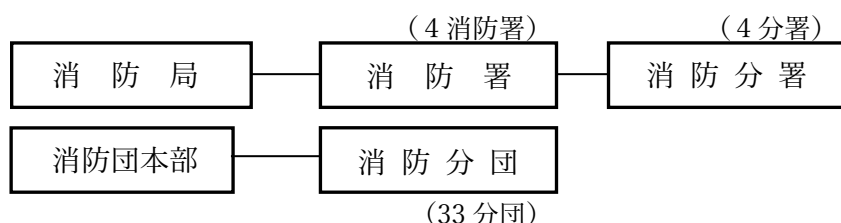
【実行局等】兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

海難により船舶又は臨海部において火災が発生した場合の消火活動について定める。

1 災害時活動体制を確立する

消防局では、常時災害に対応できる体制を確保しているが、災害発生時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。



2 消防活動を実施する

海上事故によって発生する火災及び救出・救助事案に対応するため、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集を行い、災害規模、態様に応じ、消防活動を行う。

- ① 埠頭又は岸壁に保留された船舶等の消火活動は、西宮海上保安署と連携して、陸上の危険物火災に準じて行う。
- ② 陸岸部の消火活動に際し、消防車と巡視船艇が連携した消火活動が必要と認められる場合は、西宮海上保安署に支援要請する。
- ③ 活動は、人命救助及び陸上の付近建物への延焼防止を主眼として実施し、二次災害に配慮した警戒区域を早期に設置する。
- ④ 要救助者の有無、被災状況、積載物の情報及び船舶の構造等について、火災現場で収集した情報は、西宮海上保安署等関係機関に速やかに連絡する。

3 応援の要請

(1) 消防相互応援協定の運用

本市が被災し、他の消防機関の応援を必要とする場合は、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、同協定締結消防機関に応援を要請する。

(2) 知事の応援指示権の発動

市の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条に基づく非常事態の際の知事の指示権の発動を要請し、人的確保に努める。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第3節 こころのケア対策の実施

【担 当 局】災対保健医療局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】災対福祉局、災対こども支援局、兵庫県、西宮市医師会

【趣旨】

海難による人身事故の発生時における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する対応方法について定める。

1 被災者等のこころのケア

大規模事故災害時における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、保健所等が広域支援を得て、次のとおり行う。

- ① 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- ② 災害による DSD（災害神経症）、PTSD、生活の激変による依存症候群に対応するため、必要に応じて、救護所等において、心の健康に関する相談窓口を設置する。

2 市職員のこころのケア

市職員にも、災害対応によるストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生じる可能性があるため、市職員のこころの健康の保持・増進に努める。

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりする等の配慮に努める。

4 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、県と連携して情報の提供や知識の普及に努める。

県と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

5 医療機関と保健所との連携

医療機関及び保健所は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む 健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努める。

〔災害時業務計画〕保健衛生計画

第4節 交通・輸送対策の実施

【担当局】災対統制局、災対財務局

【実行局等】災対物資局、災対給水技術局、災対衛生局、災対消防公安局、災対第二技術局、兵庫県、
兵庫県警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社

【趣旨】

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

1 緊急輸送活動の基本方針

傷病者・医師・避難者等又は救援物資等の緊急輸送活動については西宮海上保安署、警察署と連携し、被害状況及び緊急度の考慮と、以下の点に留意し行う。

- ① 緊急輸送車両として市有車両を配備するとともに、被害の状況に応じて日本通運等に協力要請するほか県に斡旋依頼する。
- ② あらかじめ指定しているヘリポートを必要に応じて開設するとともに、緊急輸送車両との連携体制を確立する。
- ③ 交通規制にあたっては、第五管区海上保安本部、警察、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

なお、必要に応じ、陸上交通網、輸送効率等を比較考慮して、海上輸送による代替・緊急輸送も検討し、海上保安庁等の関係機関と協議し、人員、物資等の緊急海上輸送について、民間協力機関への要請も含めて要請する。

2 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急車両の調達

災害時における食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両については、市が所有する全車両をあてるほか、神戸運輸監理部、一般社団法人兵庫県トラック協会、日本通運株式会社等に、次の点を明示して協力を要請する。なお、輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

資料8-8「緊急輸送道路」参照
資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

【緊急車両要請連絡先】

- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部
- ・一般社団法人兵庫県トラック協会
- ・日本通運株式会社 阪神支店
- ・阪急バス株式会社 西宮営業所
- ・阪神バス株式会社 総務部

(2) 県への応援要請

緊急車両が不足し、県に車両の応援要請するときは、次の事項を明示して要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集結場所及び日時
- ・ その他必要事項

(3) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、給油場所を指定し供給する。

(4) 輸送体制

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達車は、すべて災対財務局資産管理部が集中管理する。ただし、すでに部課に配属されている車両は、災対財務局資産管理部から要請があるまで当該課が実施する応急業務に使用することができる。

車両の運用は、災対財務局資産管理部が災害対策本部各局の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。災対財務局資産管理部は、常に配車状況を把握し、各局の要請に対応する。

また、必要に応じて、道路情報を的確に把握するための地図を関係部署に配布する。

(5) 緊急車両の確認

災害発生時における緊急車両の確認手続は、県知事及び県公安委員会が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、災対統制局及び災対財務局資産管理部が県知事及び県公安委員会等に緊急車両の申請を行い、確認を得た後、標章並びに証明書の交付を受ける。

3 交通の規制・緊急輸送活動の支援

必要に応じてヘリコプターの臨時離着陸場や巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げ及び緊急物資の搬入・搬出等に係る人員の確保を行う。

また、被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行い、確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼することができる。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第5節 重油等の防除対策

【担当局】災対統制局、災対消防公安局

【実行局等】災対総務局、災対政策局、災対物資局、災対保健医療局、災対病院局、災対第二技術局、
兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、西宮市社会福祉協議会

【趣旨】

重油等の流出事故が発生した場合の防除対策について定める。

1 沿岸海域における防除対策

西宮市の沿岸海域に大量の油流出があり、陸岸に漂着する恐れのある場合、できるだけ漂着しない段階において集中的に防除対策を講じる。

(1) 市の措置

重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合、以下の措置を講じる。

- ① 必要となる油防除資機材の調達
- ② 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（浮流・漂着の監視として、海上保安本部と連携をとり、必要に応じて役割分担をし、県調査船及び漁船等で行う海上監視、市、県等で行う陸上監視、県及び県警ヘリコプターによる航空監視を行う。）
- ③ 自らの管理区域である港湾、海岸等において海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行う。
- ④ 消防局は、現場周辺において避難誘導活動を行うとともに、火災の発生に備える。

2 陸岸における回収作業

(1) 沿岸市町等による回収作業の実施

県が作成する重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、速やかに県に報告する。

重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収処理ができるよう作業計画に従い実施する。

回収に必要な資機材を調達した場合は、事後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき、詳細な記録を残しておく。

【調達資材】

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

- ① 作業計画を策定するに当たり、観光業者等の意見を聞く。
- ② 被害を受けた地域の市民は、消防団、自主防災組織等を中心として、市と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

3 回収後の処理

流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除措置義務者及びその者から委託を受けた海上災害防止センターが主体となっており、回収した流出油等は産業廃棄物として取り扱われる。

運搬や処理が直ちに出来ない場合、西宮海上保安署等防災関係機関と協議調整の上、応急的に空地等で一時保管する。また、廃油等の処理については、県及び海上災害防止センターの指導を受け、事前に保険会社とも協議の上、適正な方法により実施する。

4 ボランティアの派遣・受入れ

(1) 受入窓口の開設

主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、ボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設する。

必要に応じ、第三者的な機関（西宮市社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部など平素から連携を図っているボランティア関係団体等）においても受入窓口を開設することとし、あるいは市の受入窓口を紹介する。

また、市では、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮する。

【ボランティアの活動範囲】

- ① 災害情報の収集、伝達
- ② 救援物資、資機材の配分、輸送
- ③ 軽易な応急・復旧作業
- ④ 災害ボランティアの受入事務
- ⑤ 回収作業

(2) 災害ボランティアの確保と調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等ボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

(3) 受入上の留意点

ボランティアの受入窓口では、陸岸における回収作業現場と連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項に係る情報を収集し、ボランティア活動を行う者に対し、助言及び情報提供を行う。

ボランティアの受入窓口に対し必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、同活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

作業現場における責任者は、各ボランティアに対して、作業開始前に、ボランティア保険の加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、作業上の注意事項等につき、十分な説明を行う。

5 現場作業者の健康対策

(1) 市の措置

回収作業従事者に、回収活動が安全に実施できるよう、健康管理上の注意事項を周知するとともに、必要に応じて現場に救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。

回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じて、兵庫県医務課に報告するとともに、健康被害者の発生に備えて病院の受け入れ体制を整備する。

回収作業が長期化する場合、回収作業従事者及び地域住民の健康状態の悪化を防止するため、現場及び地域を巡回して健康相談を実施し、必要な措置を講じる。

また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示する。

6 防除費用の請求

海上事故に伴う流出油等の防除に要した経費については、油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者が原則として無過失責任を負うこととなっており、船舶所有者に求償することができる。

県と連携をとり、船舶所有者、保険会社及び国際油濁補償基金に対して経費の請求を行う。これらの請求の対象となる費用は、資機材及び人件費を含む防除・清掃費、回収した油の処理費用等であり、請求手続きには、費用の明細など詳細な証拠書類が必要となるため、出来る限り詳細な記録を残しておく。

7 汚染魚介類の流通防止

汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努める。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第6節 災害情報の提供

【担当局】災対政策局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、西宮市国際交流協会

【趣旨】

海上災害時に被災者及びその関係者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

1 基本方針

(1) 留意事項

被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。

情報の公表、広報活動の際、その内容について船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等と相互に連絡を取り合う。

また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮するほか、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するように努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Lアラート（災害情報共有システム）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。

また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

(2) 広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を明記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 被災者の安否、収容先病院に関する情報
- ③ 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ④ 重油等危険物の漂流、漂着状況
- ⑤ ボランティアの受入状況
- ⑥ 相談窓口の設置状況
- ⑦ 重油等の回収状況
- ⑧ 環境への影響

〔災害時業務計画〕広報計画、大規模事故等に対する応急活動計画

第7節 二次災害の防止対策

【担当局】災対統制局、災対政策局、災対保健医療局、災対衛生局

【趣旨】

海上災害の発生に伴う二次災害の防止対策について定める。

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止等の自粛等と呼びかける。

また、災対衛生局は、県、県獣医師会、野鳥の会等関係機関の協力を得て、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施する。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第4編 災害復旧計画

目 次

第1節 基本方針	4 -1
第2節 市民生活等への対応	4 -2
第3節 水産関係の復旧	4 -3
第4節 海岸、港湾関係施設の復旧	4 -4
第5節 環境対策	4 -5
第6節 災害義援金の募集等	4 -6

第1節 基本方針

この計画は、特に断りのない限り、重油等の流出事故を想定した復旧計画とする。

迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

第2節 市民生活等への対応

【担当局】災対政策局

【実行局等】全災対局、海上保安庁

被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。

重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどして関係者からの問い合わせに応じる。

〔業務計画〕広聴計画、他各対応計画

第3節 水産関係の復旧

【担当局】 災対保健医療局

【実行局等】 災対政策局、災対物資局、海上保安庁

安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。

国の機関、民間の機関と協力し、海洋汚染の漁場への影響を調査し、漁業関係者に対し情報を提供する。

〔業務計画〕 広報計画、保健衛生計画

第4節 海岸、港湾関係施設の復旧

【担 当 局】 災対統制局、災対第二技術局、災対消防公安局

回復宣言後も新たな油塊が漂着していないかを継続してパトロールするとともに、市民からの通報体制を確立する。

新たな油塊が発見された場合に迅速に処理するため、油回収班を置くなど、漂着がなくなるまで回収体制の継続に努める。

特に徹底して重油等を除去すべき場所においては、回復宣言後も必要に応じ、調査、回収を継続する。

〔業務計画〕 大規模事故等に対する応急活動計画

第5節 環境対策

【担当局】災対衛生局

【実行局等】兵庫県獣医師会、海上保安庁、環境省

【趣旨】

重油等流出事故における周辺海域等への環境対策について定める。

1 環境対策の実施

海上災害による環境悪化が西宮市に及ぶ可能性がある場合、次の対策を行う。

(1) 大気汚染対策

県と連携して、大気の監視及び汚染物質の分析を行い、大気汚染の状況及びその対応を関係機関等に連絡する。特に、人的影響については、医療関係機関等にも連絡する。

また、周辺住民へは大気汚染の状態やその危険性、注意すべき事項等について、各種広報媒体を通じて広報する。

(2) 水質汚染対策

県と連携して、市民利用施設及び必要な水域の水質検査を実施し、水質汚染の状況とその対応を関係機関等に連絡する。

また、水質等汚染調査は長期的に実施し、海洋レジャー、魚介類等への影響を調査して、関係機関等へ必要な措置を講じるよう連絡するとともに、市民に広報し、安全の確保に努める。

2 海鳥等動物の保護

県、県獣医師会、野鳥の会等関係機関の協力を得て、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施する。

〔業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第6節 災害義援金の募集等

【担当局】災対福祉局、災対財務局

【実行局等】災対統制局、災対市民局、災対避難局、災対会計局、兵庫県

【趣旨】

災害による被災者の生活等を救援するための災害義援金の募集等について定める。

義援金の受付に当たっては、市のほか日本赤十字社、共同募金会及び県等が主な窓口となる。配分に当たっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。

1 義援金の受付

災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。

義援金の受付は、金融機関に預金口座を開設して行い、受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

2 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。

義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。

避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

3 義援金申請書類の受付・交付

本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避難所への窓口設置を検討する。

受付・交付に当たっては身分証明書の提示を原則とする。

配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

〔業務計画〕支援金・融資等支援計画